

公益財団法人奈良県市町村振興協会資金長期貸付事務取扱要領

平成 25 年 7 月 19 日要領第 1 号

公益財団法人奈良県市町村振興協会資金長期貸付の取扱いについて基金積立運用規程及び資金貸付規程に規定するもののほか、この取扱要領に定めるところによる。

1 貸付枠の設定

- (1) 毎年度の貸付資金総枠は、当該年度の基金の範囲内において、理事会で決定する。
- (2) 前項の貸付資金枠を奈良県市町村振興課に提出し、その配分に関して必要な情報の提供を依頼し、当協会が貸付資金枠の配分を決定する。

2 貸付期限

貸付期限は、原則として地方債の許可の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

3 元利金の償還方法

- (1) 貸付元金の償還は、半年賦元金均等償還とし、千円未満の端数がある時は、その端数金額は最終償還期日に償還するものとする。
- (2) 利息の計算は、半年賦計算によるものとする。ただし、第 1 期の利子額は、貸付日の翌日から第 1 期支払期日までの日数に応じた日割計算で算定した額とする。
- (3) 元利金の払込期日は、毎年 9 月 24 日及び 3 月 24 日とする。ただし、当日が休日にあたる時は、その翌日とする。

附 則

この要領は、公益財団法人奈良県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から実施する。